

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（障害者支援課）

一 趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービスに係る運営に関する基準を改定等するための改正

二 内容

- (一) 指定放課後等デイサービスに係る運営に関する基準を改定
- (二) 「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改定

三 施行期日

平成二十九年四月一日